



蕨市 景観計画

令和4年4月
蕨市

はじめに

蕨市は、古くは江戸時代に中山道六十九宿のうち五指に数えられるほどにぎわいを見せた宿場町であり、その後は機織りのまちとして栄え、戦後は都心に近接した交通利便性の高さから住宅都市として成長してきました。市域面積は全国の市で最も小さく人口密度も日本一というまちの中で、歴史文化の拠点である中山道蕨宿では、今なお宿場町としての面影を残しており、歴史的な景観の保全に向けた地域の「中仙道まちづくり協議会」との協働により、まちづくりを進めています。また、市内全域で



は、埼玉県が策定した景観計画などに基づき、景観まちづくりに取り組んでいますが、今後は更に市民と市が、「まちの景観の価値」や「るべき景観の姿」を共有し、景観づくりに取り組んでいくことが重要となっています。

そこで、蕨市の景観特性と課題を踏まえ、最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンや「蕨市都市計画マスタープラン」に整合した景観部門のマスタープランとして、この度新たに「蕨市景観計画」を策定いたしました。

本計画は、これまで受け継がれてきた蕨の歴史文化などを礎に、誰もが住みやすく、さらに魅力あふれるまちにしていくための指針となるもので、わがまちの古いものと新しいもの、にぎわいと落ち着き、守るべきものと創り出すものなど、相反するものを本市の伝統的な織物である双子織の縦糸と横糸になぞらえ、基本理念を『美しいわらびの姿を織り上げる』としています。その理念を踏まえて、『宿場町としての歴史文化を活かした景観を未来に継承する』、『多様な価値観を尊重しつつ、魅力的なまちなみを形成する』、『みんなで協働して住み続けたいと思える景観を育てる』の3つを基本目標として掲げ、特に中山道蕨宿については、「蕨宿景観形成重点地区」として重点的に取り組むこととしています。

今後も、住みやすさ日本一のコンパクトシティ蕨の実現に向けて、本計画の推進に取り組みながら、市民共有の大きな財産となる景観づくりを進めてまいります。

結びに、策定にあたり、意見交換会などを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、都市計画審議会ならびに景観審議会の委員の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向け、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月

蕨市長 賴 高 英 雄

蕨市景観計画

目次

| | |
|--|----|
| 序 章 景観計画の概要 | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 意義 | 1 |
| (3) 計画期間 | 1 |
| (4) 位置づけ | 2 |
| (5) 計画の構成 | 2 |
| 第1章 蕨市の概況 | 3 |
| (1) 位置・地勢 | 3 |
| (2) 歴史的な背景 | 4 |
| 第2章 蕨市の景観資源 | 5 |
| (1) 都市の景観資源 | 5 |
| (2) 歴史的景観資源 | 7 |
| 第3章 蕨市の景観特性と課題 | 9 |
| (1) 景観特性の整理 | 9 |
| (2) 景観阻害要因の整理 | 11 |
| (3) 景観課題の整理 | 12 |
| 第4章 基本理念及び基本目標 | 14 |
| (1) 基本理念 | 14 |
| (2) 基本目標 | 15 |
| 第5章 景観計画の区域 | 16 |
| (1) 景観計画区域 | 16 |
| (2) 景観計画区域の区分の考え方 | 17 |
| 第6章 良好な景観形成の方針 | 18 |
| (1) 土地利用別景観形成方針 | 18 |
| (2) 景観形成重点地区の景観形成方針 | 19 |
| 第7章 行為の制限に関する事項 | 20 |
| (1) 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く） | 21 |
| (2) 蕨宿景観形成重点地区 | 26 |
| 第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 | 32 |
| (1) 景観重要建造物の指定の方針 | 32 |
| (2) 景観重要樹木の指定の方針 | 32 |
| 第9章 その他の事項 | 33 |
| (1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 33 |
| (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項 | 33 |

| | |
|---------------------|----|
| 第10章 計画の進め方 | 34 |
| (1) 基本的な考え方 | 34 |
| (2) 景観形成の推進方策 | 35 |
| (3) 景観計画の見直し | 36 |
| <参考> 用語解説 | 37 |